

第59期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪府中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

決議事項
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

議決権行使期限

2020年3月26日（木曜日）午後5時45分まで

大和冷機工業株式会社

証券コード：6459



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来、「社会の繁栄に貢献する」、「顧客のニーズに応える」、「社員の生活向上に努める」、「企業の安定成長をはかる」という経営理念を掲げ、業務用冷熱機器の総合メーカーとして快適で安全な食文化に貢献するという基本方針のもと、当社の特性でもある広範囲にわたる取引対象の情報を集約し、戦略的な提案営業の展開を心がけるとともに、全国に効率的な販売・サービス体制を整え、ユーザーが安心して当社の製品を使用し、迅速なメンテナンスサービスを楽しむ環境を一層整備してまいります。

また、全国のユーザーのニーズに応えるため、社員教育の充実を図り、地域密着型の直販体制とより細やかなサービス体制で「ユーザーの顔が見える」(Face to Face) 営業サービスを推進するとともに、営業需要の創造ならびにユーザーと社会のニーズに沿った高付加価値製品の開発を図りながらユーザーの信頼を得て事業の拡大を目指します。

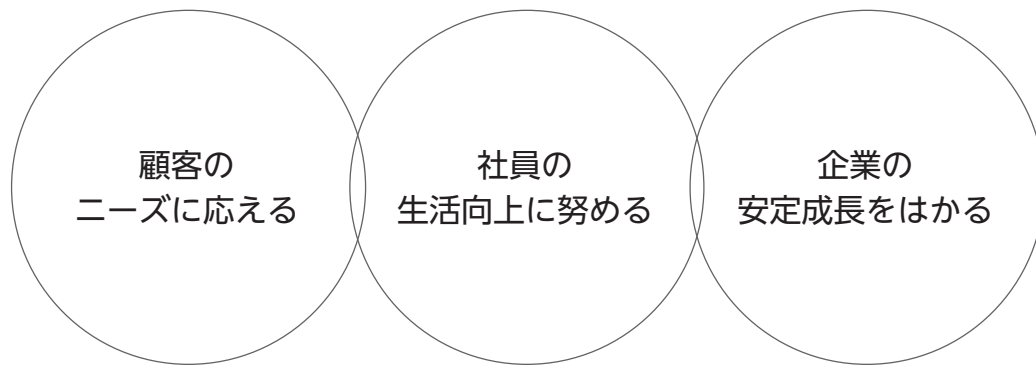
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 尾崎 敦史

会社の理念・方針

経営理念

「社会の繁栄に貢献する」



基本方針

創造し、計画し、確実に実行する経営

社訓

「至 誠」 誠の心と強固な意志をもって社業に精励する

「協 調」 連帯感の上に築き上げる共存共栄の精神

「創 造」 常に新しい技術の開発と業務の改善に努力する

当社は経営理念を通じ、市場・人材・資本の蓄積に努め、経営基盤の拡充を図り、企業の発展生成により社会の繁栄に貢献することとして位置付け、業務用冷熱機器の総合メーカーとして、快適で安全な食文化に貢献することを基本方針としております。また、当社社訓において、経営理念を実践するための役員および従業員の心構えを定めております。

招集ご通知

(証券コード6459)
2020年3月6日

株 主 各 位

大阪市天王寺区小橋町3番13号

大和冷機工業株式会社

代表取締役社長 尾崎 敦史

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

3. 目的事項

報告事項 第59期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.drk.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。3ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

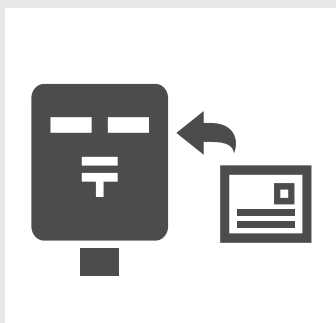


株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2020年3月27日（金曜日）午前10時



書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年3月26日（木曜日）午後5時45分

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



当社ウェブサイト <http://www.drk.co.jp>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	お ぎき しげる 尾 崎 茂 再任	取締役最高顧問	10回／10回
2	お ぎき あつ し 尾 崎 敦 史 再任	代表取締役社長	10回／10回
3	すぎ た とし ひろ 杉 田 壽 宏 再任	専務取締役	10回／10回
4	まえ かわ かおる 前 川 馨 再任	取締役	9回／10回
5	お の よし あき 小 野 芳 明 再任	社外取締役 独立役員	10回／10回
6	さい とう すみ お 齋 藤 純 夫 新任	社外取締役 独立役員	—
7	お ぎき まさ ひろ 尾 崎 雅 広 再任	取締役	10回／10回
8	ひら で かず しげ 平 出 和 茂 再任	取締役	10回／10回
9	く どう てつ ろう 工 藤 哲 郎 再任	取締役	10回／10回

候補者
番号

1

お
尾 ざき
崎しげる
茂

(1929年1月31日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1958年 2月 大和冷機工業所創業
 1962年 11月 大和冷機工業(株)設立 代表取締役社長
 2002年 3月 当社代表取締役会長
 2016年 3月 当社取締役最高顧問 (現任)

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 10回/10回
 所有する当社株式数
 3,912株

取締役候補者とした理由

当社の創業以来、代表取締役として当社の発展に尽くした実績、当社業務全般を熟知するとともに経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

お
尾 ざき
崎あつ
し
敦 史

(1970年3月12日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1994年 3月 当社入社
 2000年 7月 当社社長室長
 2001年 3月 当社取締役
 2001年 8月 当社取締役副社長
 2002年 3月 当社代表取締役社長 (現任)
 2008年 3月 当社社長執行役員 (現任)

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 10回/10回
 所有する当社株式数
 3,763,000株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、当社業務全般に携わり職務を適切に遂行し、2001年3月の取締役就任及び2002年3月の代表取締役就任以来、経営者として当社業務全般を熟知するとともに経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3

すぎ
杉 田 とし
と 宏

(1954年6月17日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1981年9月 当社入社
2005年3月 当社取締役
2007年3月 当社常務取締役
2007年11月 当社直販担当（現任）
2008年3月 当社常務執行役員
2014年3月 当社専務取締役（現任）
当社専務執行役員（現任）
2014年12月 当社営業担当
2016年4月 当社法人担当
2019年2月 当社営業企画担当（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況

10回／10回

所有する当社株式数

11,586株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務において職務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験に加え当社業務全般を熟知するとともに、2005年3月の取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

まえ
前 川 かおる
馨

(1951年6月27日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1974年4月 松下電器産業(株)（現 パナソニック(株)）入社
2002年10月 同社クッキングシステム事業部事業部長
2006年10月 同社ホームアプライアンス社副社長
2011年8月 同社クッキング事業部技術顧問
2012年4月 パナソニックマニュファクチャリングマレーシア(株)技術顧問
2014年8月 当社入社開発・製造担当付顧問
2015年2月 当社執行役員工場担当（現任）
2015年3月 当社取締役（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況

9回／10回

所有する当社株式数

2,728株

取締役候補者とした理由

電機メーカーにおいて培われた豊富な知識と経験を有し、当社入社以来、当社製造部門を中心に業務全般を熟知するとともに、2015年3月の取締役就任以来、工場担当として製造部門を統括し、当社の経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

5

おの野よしあき
小野芳明

(1942年9月1日生)

再任

社外取締役

独立役員

【略歴、地位及び担当】

1985年6月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行)甲子園支店長
 1987年6月 同社人事企画部次長
 1988年4月 同社東京人事部次長
 1989年6月 同社大阪駅前支店長
 1991年4月 (株)太陽神戸三井銀行(現(株)三井住友銀行)事務管理第一部長
 1992年6月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行)船場支店長
 1994年7月 社団法人神戸銀行協会常務理事就任
 2013年3月 当社社外監査役
 2016年4月 当社社外取締役(現任)

当事業年度の取締役会

への出席状況

10回/10回

所有する当社株式数

890株

社外取締役候補者とした理由

銀行業界における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加えて、当社での社外監査役の実績に基づき当社業務全般についての知識を有していることから、当社経営の監督にあたる社外取締役に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。

候補者
番号

6

さいとうすみお
齋藤純夫

(1948年1月8日生)

新任

社外取締役

独立役員

【略歴、地位及び担当】

2000年4月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行)執行役員東京営業第二部長
 2001年4月 三井オートリース(株)(現住友三井オートサービス(株))顧問
 2001年12月 同社代表取締役社長
 2002年10月 三井住友銀オートリース(株)(現住友三井オートサービス(株))
 代表取締役社長
 2007年10月 住友三井オートサービス(株)代表取締役副社長執行役員
 2009年6月 マツダオートリース(株)取締役
 2012年7月 日本コークス工業(株)社外監査役
 2017年9月 (株)平成エンタープライズ社外取締役(現任)

当事業年度の取締役会

への出席状況

—

所有する当社株式数

0株

社外取締役候補者とした理由

銀行業界をはじめ金融業界における長年の経営及び実務の経験と財務等に関する豊富な知識を有していることから、当社経営の監督にあたる社外取締役に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、新任の社外取締役候補者となります。

候補者
番号

7

お 尾 ざき 崎 まさ 雅 ひろ 広

(1973年1月23日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1999年3月 当社入社
2001年8月 当社社長室長
2002年3月 当社取締役
2007年2月 当社直販営業戦略統括本部長
2008年3月 当社取締役退任
当社執行役員（現任）
2008年5月 当社社長室長（現任）
2013年3月 当社取締役（現任）
2016年6月 当社管理担当（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況
10回/10回
所有する当社株式数
2,300,000株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、職務を適切に遂行して、管理部門、技術部門を歴任し、豊富な知識と経験に加え当社業務全般を熟知するとともに、2002年3月の取締役就任以来、当社管理部門における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

8

ひら で かず しげ
平 出 和 茂

(1951年10月25日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1974年4月 松下電器産業(株)（現 パナソニック(株)）入社
1997年10月 新潟松下システム(株)代表取締役社長
2000年10月 中国松下システム(株)代表取締役社長
2009年10月 当社入社法人企画本部長
2010年3月 当社執行役員（現任）
2011年3月 当社西日本法人営業本部長
2015年6月 当社地区法人営業本部長
2017年3月 当社取締役（現任）
2017年4月 当社法人担当（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況
10回/10回
所有する当社株式数
1,501株

取締役候補者とした理由

電機メーカーにおいて培われた豊富な知識と経験を有し、当社入社以来、法人企画及び法人営業を中心に業務全般を熟知するとともに、2017年3月の取締役就任以来、法人業務全般における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

9

く
工どう
藤てつ
哲ろう
郎

(1950年1月8日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1976年10月 当社入社
 1984年11月 当社取締役
 1996年3月 当社常務取締役
 2006年3月 当社常務取締役退任
 当社常勤監査役
 2006年11月 当社監査役辞任
 2007年3月 当社取締役
 2007年11月 当社法人担当
 2008年3月 当社常務取締役
 当社常務執行役員
 2009年6月 当社取締役（現任）
 当社執行役員（現任）
 2016年12月 当社東京法人営業本部長
 2018年12月 当社首都圏法人営業統括本部長（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況
10回/10回
 所有する当社株式数
1,838株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験及び当社監査役としての経験に加え当社業務全般を熟知するとともに、取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者の小野芳明、齋藤純夫の両氏は社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
 3. 候補者の齋藤純夫氏は、現任の㈱平成エンタープライズ株式会社の社外取締役については、2020年3月31日をもって退任する予定です。

取締役の選定・指名手続等

当社は、取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定いたします。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法が定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準をもって当社の独立性判断基準としております。また、当社取締役会は、候補者となる者の実績・経験・知見等を踏まえ、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 楠裕美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

くす 楠	ひろ 裕	み 美	(1973年2月13日生)	再任	社外監査役	独立役員
----------------	----------------	---------------	---------------	-----------	--------------	-------------

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1995年4月 向井秀史法律事務所（現 関西法律事務所）入所
2007年3月 同所退所
2012年12月 同所入所 弁護士登録
2016年5月 同所退所
2016年5月 K.S.グローバル法律事務所代表（現任）
2018年9月 近畿大学法科大学院学習指導教員（現任）
2019年3月 当社社外監査役（現任）
（重要な兼職の状況）
K.S.グローバル法律事務所代表

当事業年度の取締役会
への出席状況
7回／7回

当事業年度の監査役会
への出席状況
11回／11回

所有する当社株式数
0株

社外監査役候補者とした理由

法律に関する非常に高度な知識、並びに弁護士としての幅広い実務経験を有しており、取締役の職務執行を適切に監査するとともに、当社経営に有益な意見をいただくことを期待するものであり、当社社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者としております。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の楠裕美氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者の楠裕美氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 候補者の楠裕美氏は、2019年3月28日開催の第58期定時株主総会において、同総会終結の時をもって辞任した野津孝義氏（2016年3月25日就任）の補欠として選任され、就任いたしましたので、その任期は本総会終結の時までとなっております。したがって、本総会において、選任をお願いするものであります。
5. 候補者の楠裕美氏の第59期事業年度の取締役会及び監査役会の出席状況は、2019年3月28日の就任後に開催された取締役会及び監査役会の回数を記載しております。

監査役を選定・指名手続等

当社は、監査役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、監査役会の同意を得て取締役会において審議して決定します。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される西久保博康氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、承認をお願いするものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
にし く ぼ ひろ やす 西 久 保 博 康	2013年3月 当社社外取締役就任 現在に至る

以上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、輸出に弱さがあるものの、企業収益が底堅く推移するとともに、雇用情勢の改善が継続する等、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、米中貿易摩擦問題やイギリスのEU離脱問題の長期化等、わが国経済を下押しするリスクにより、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社を取り巻く環境は、主要取引業種である外食産業において、個人消費の持ち直しにより売上は底堅い一方で、消費税増税後の個人消費マインドの弱含み、業種業態を越えた競争の激化、採用難に伴う人件費の上昇及び原材料価格の高騰に直面し、引き続き厳しい状況にありました。

このような状況のもと、当社は総合厨房機器メーカーとして、より一層お客様の希求する作業の効率化及び省スペース化に対応するため、自動洗浄機能付スチームコンベクションオープンや二段積み可能な引出式真空包装機等を市場投入いたしました。また、HACCPで求められる衛生管理をサポートすべく、電解次亜水生成装置等の有効活用の提案に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高401億4千9百万円（前期比0.7%増）、営業利益59億6千6百万円（前期比0.2%増）、経常利益59億6千6百万円（前期比2.0%増）、当期純利益40億7千1百万円（前期比5.1%増）となりました。

品目別の状況は次のとおりであります。

製品の売上高は、前期比2.9%減の273億8千4百万円であり、総売上高に対する構成比は68.2%となっております。

なお、主な製品は、厨房用縦型冷凍冷蔵庫、店舗用縦型ショーケース、横型冷凍冷蔵庫、製氷機であります。

商品の売上高は、前期比12.5%増の86億7千1百万円であり、総売上高に対する構成比は21.6%となっております。

なお、主な商品は、店舗設備機器、厨房設備機器、店舗設備工事であります。

また、点検・修理その他の売上高は、前期比3.1%増の40億9千3百万円であり、総売上高に対する構成比は10.2%となっております。

売上高 **401億49**百万円
前期比 **0.7%** 

経常利益 **59億66**百万円
前期比 **2.0%** 

営業利益 **59億66**百万円
前期比 **0.2%** 

当期純利益 **40億71**百万円
前期比 **5.1%** 

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は雇用・所得環境及び企業収益の持続的な改善等から緩やかな景気回復が期待されるものの、米国の政策運営や中国経済の下振れ懸念、イギリスのEU離脱等、海外経済は不確実性を高めており、また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大の影響により、不透明な状況が続くものと予想されます。

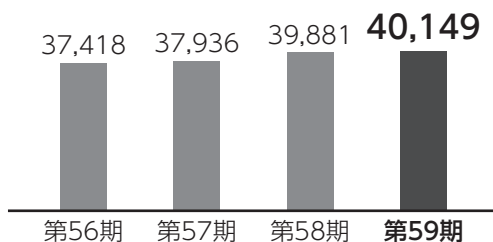
当社の主要取引業種である外食産業にあつては、消費税増税による個人消費の下振れ懸念、人手不足による新規出店の減少や営業時間の短縮等、厳しい経営環境が続くものと思われまふ。

このような環境のもと、東京オリンピック開催となる2020年度は、これまで以上にお客様との関係を強化すべく、東京及び大阪のテストキッチン活用による新調理の提案やレシピ開発等のサポートを高め、お客様とともに飛躍できるよう努めてまいります。

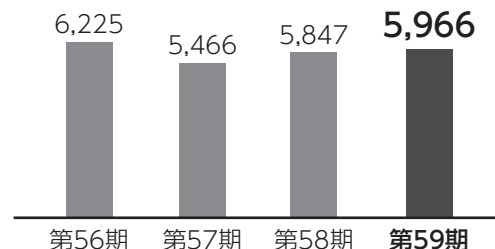
株主の皆様におかれましては、引き続き、変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

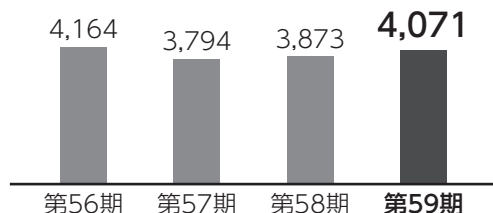
■ 売上高 (百万円)



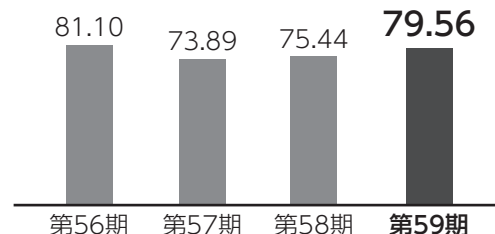
■ 経常利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



区分	第56期 (2016年12月期)	第57期 (2017年12月期)	第58期 (2018年12月期)	第59期 (当期) (2019年12月期)
売上高 (百万円)	37,418	37,936	39,881	40,149
経常利益 (百万円)	6,225	5,466	5,847	5,966
当期純利益 (百万円)	4,164	3,794	3,873	4,071
1株当たり当期純利益 (円)	81.10	73.89	75.44	79.56
総資産 (百万円)	67,978	71,380	75,812	77,585
純資産 (百万円)	57,543	60,834	63,899	65,692
1株当たり純資産 (円)	1,120.60	1,184.70	1,244.41	1,284.32

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年12月31日現在)

- ①親会社との関係
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社は、業務用冷凍・冷蔵庫、ショーケース、製氷機の製造販売事業、店舗厨房用冷熱機器等の商品仕入・販売事業及びこれらの点検・修理事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

大 阪 本 社 大阪市天王寺区小橋町3番13号 大和冷機上本町DRKビル
 東 京 本 社 東京都台東区台東2丁目4番3号 大和冷機秋葉原DRKビル
 佐 伯 工 場 大分県佐伯市大字長良3325番地6
 福 岡 工 場 福岡県太宰府市大字北谷字岸田206番地6
 関東大根工場 埼玉県加須市豊野台1丁目345番地5

(9) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
2,372名	増減なし

(注) 上記の従業員数には、嘱託、パート (133名) を含めておりません。

2 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,717,215株（自己株式567,871株を含む）
- (3) 株 主 数 2,451名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社日本冷機	6,913	13.51
有限会社ディ・アール・ケイ	6,386	12.48
尾崎 敦史	3,763	7.35
尾崎 理恵	2,572	5.02
I N V E R S I S / I I C S J A P A N	2,347	4.58
尾崎 雅広	2,300	4.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,505	2.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,444	2.82
B R I T I S H E M P I R E T R U S T P L C	1,397	2.73
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,308	2.55

(注) 持株比率は当事業年度末日の自己株式数（567,871株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

経営環境の変化に対応した資本政策を機動的に行うため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条並びに定款第7条の規定により、2019年2月14日の当社取締役会決議に基づき、同日の東京証券取引所終値（最終特別気配を含む）で、2019年2月15日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付（ToSTNET-3）において買付の委託を行い、200,000株（発行済株式総数に対する割合は0.38%）の自己株式を総額2億3,980万円で取得いたしました。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役最高顧問	尾 崎 茂	
代表取締役社長	尾 崎 敦 史	社長執行役員
専 務 取 締 役	杉 田 壽 宏	専務執行役員、直販担当兼営業企画担当
取 締 役	前 川 馨	執行役員、工場担当
取 締 役	西久保 博 康	
取 締 役	小 野 芳 明	
取 締 役	尾 崎 雅 広	執行役員、社長室長兼管理担当
取 締 役	平 出 和 茂	執行役員、法人担当
取 締 役	工 藤 哲 郎	執行役員、首都圏法人営業統括本部長
常 勤 監 査 役	大津加 一 治	
監 査 役	日 下 敏 彦	税理士法人日下事務所代表社員
監 査 役	楠 裕 美	K.S.グローバル法律事務所代表

- (注) 1. 監査役 楠裕美氏は、2019年3月28日開催の第58期定時株主総会において、下記2.のとおり監査役を退任した野津孝義氏（2016年3月25日就任）の補欠として選任され、就任いたしました。したがって、その任期は2020年3月末日までに開催される第59期定時株主総会終結の時までとなります。
2. 監査役 野津孝義氏は、2019年3月28日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって辞任により監査役を退任いたしました。
3. 取締役 西久保博康、小野芳明の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役 日下敏彦、楠裕美の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役 大津加一治氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 日下敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 楠裕美氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年12月31日現在の執行役員（取締役兼務執行役員6名を除く）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	大久保 雅 明	海外営業本部長
執 行 役 員	江 村 祥 一	経営管理本部付本部長
執 行 役 員	乾 忠 道	監査部長

(2) 役員の選解任の方針及び手続

当社は、経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定します。監査役候補者においても、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、監査役会の同意を得て取締役会において審議して決定します。

解任につきましては、当社の取締役あるいは監査役としての選任基準に定める資質が認められない場合、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、職務執行における不正または重大な法令・規則違反等があった場合には、解任すべき理由を明らかにしたうえで、取締役会にて協議を行い、解任すべき正当な理由があると取締役会が判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

(3) 取締役及び監査役の兼任に関する考え方

当社の取締役及び常勤監査役は、他の上場会社等の役員を兼務しておりません。社外監査役2名は弁護士・税理士として活動しておりますが、兼任社数は合理的な範囲内であると考えており、その高度な専門知識及び幅広い見識により、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役 9名 280,276千円 (うち社外2名 27,008千円)

監査役 4名 14,611千円 (うち社外3名 7,419千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額500,000千円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。
3. 上記の報酬等には、役員賞与引当金相当額 (取締役37,500千円、監査役1,450千円) を含んでおります。
4. 上記の報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額 (取締役37,100千円、監査役640千円) を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役 日下敏彦氏が兼職している税理士法人日下事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役 楠裕美氏が兼職しているK.S.グローバル法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役西久保博康氏は、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役小野芳明氏は、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役日下敏彦氏は、当事業年度に開催された取締役会10回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役楠裕美氏は、2019年3月28日の就任後に開催された当事業年度の取締役会7回のすべて、監査役会11回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額が適切であるとの判断に至ったためであります。
2. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記の金額についてはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 基本的なコーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々なステークホルダー（利害関係者）との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方であると理解しております。また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような環境を整えることが、継続的な企業価値の向上にとって極めて重要な事項であるとの認識の下、企業を取り巻く経営環境の変化や事業内容、経営規模等を勘案しつつ、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの体制と運営

① 監督と執行の分離の方針及び委任の範囲

当社取締役会は、取締役会規則において取締役会で付議すべき事項を定め、法令及び定款に定められた事項のほか、M&A、組織再編、多額の資産の取得・処分など当社にかかる重要事項を決定しております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行体制として、経営陣で構成される月例報告会を設け、様々な課題を審議しております。さらに、経営陣については職務権限規程を設け業務執行権限を明確にし、機動的な業務遂行が可能な体制を構築しております。

②取締役会の多様性

当社は、当社取締役会が的確かつ迅速な意思決定及び業務執行に対する適切な監督を行うためには、豊富な実績・経験・知見を有する適切な数のメンバーで、活発かつ効率的な審議を行うことが必要であると考えており、このような観点から、当社取締役会は、当社業務に精通した社内取締役とビジネスに関する豊富な経験や専門知識等を有する社外取締役とをそれぞれ一定数置く構成としております。社内取締役に関しては、会社経営上の意思決定に必要な幅広い知識と経験を備え、担当業務を遂行しうる実績と経験を有する者を選任することとしております。他方、社外取締役に関しては、幅広い専門知識や豊富な経験等を活かし、経営についての的確な意見及び助言を述べ、監督機能の強化に寄与することのできる者を選任することとしております。国際性の面につきましては、当社の事業範囲の大部分が国内でありますので、現段階では該当する取締役は選任しておりませんが、今後、海外における事業が拡充した場合は、必要に応じて検討してまいります。ジェンダーの面につきましては、当社の取締役会の適正規模を踏まえて、検討してまいります。

③取締役会及び監査役会の構成

当社取締役会は、会社業務等に精通し機動性のある業務執行取締役と、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役に構成されております。取締役候補者の指名に際しては、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、当社の取締役として十分な資質があると判断した人材を性別や国籍等にとらわれず指名し、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めており、実効性のある取締役会として機能しているものと考えております。国際性の面につきましては、当社の事業範囲の大部分が国内でありますので、現段階では該当する取締役は選任しておりませんが、今後、海外における事業が拡充した場合は、必要に応じて検討してまいります。ジェンダーの面においては、当社の取締役会の適正規模を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。監査役候補者は、財務・会計・法務など取締役の職務執行の監査を的確に遂行するために適切な知見や経験を有している候補者を、監査役会における同意を受けた後、取締役会にて決定しております。

④独立社外取締役の役割

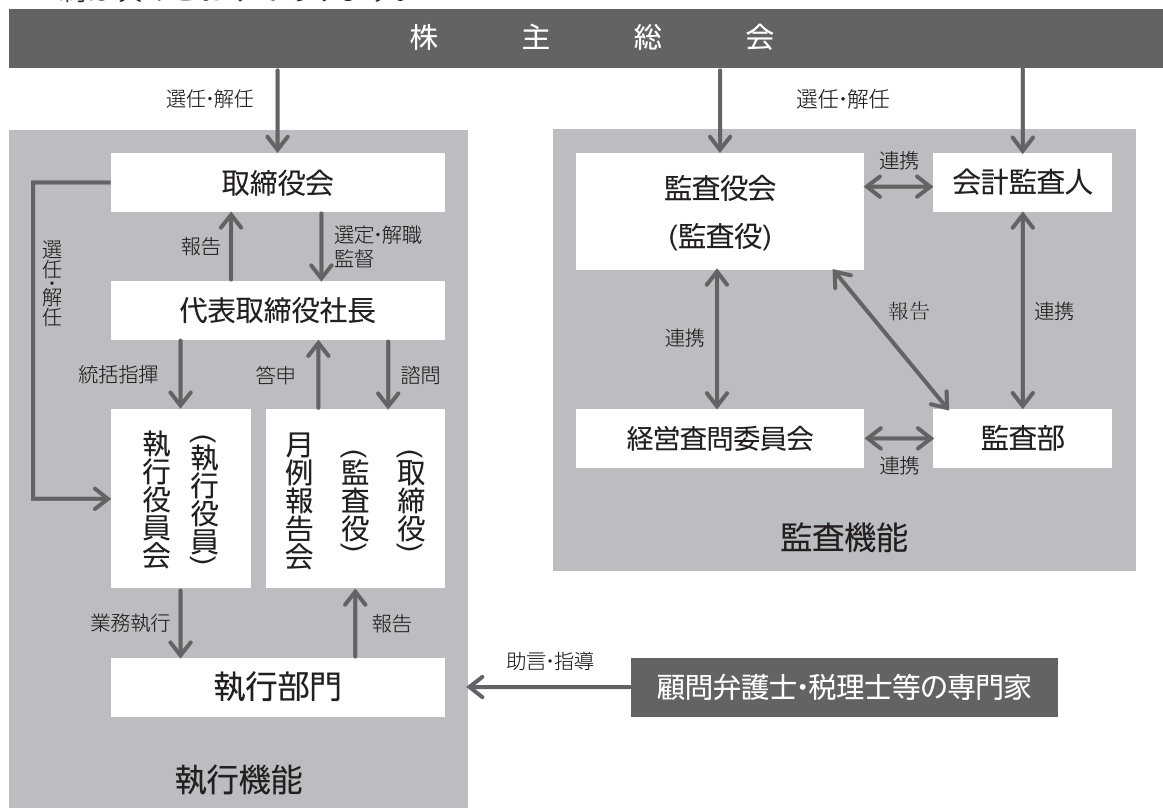
当社の独立社外取締役2名は、いずれもコンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した会社役員等の経験者であり、その豊富な知識と経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との取引の監督などの役割を担っております。

⑤取締役会の議長及び運営

当社の取締役会議長は社長が務めることとしております。当社では、取締役会は、原則月に一度、定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとしております。各取締役及び監査役が出席しやすくするために、事業年度の開始前に年間スケジュールや予想される審議事項を通知しており、取締役会の資料は適宜必要に応じて事前に準備しております。また、取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間を確保することとしております。

⑥機関設計

当社は「監査役会設置会社」を選択しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



(3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営上の重要事項を決定し、または業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。
- ・各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議等に基づき適正に職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを相互監視する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁書類、その他の取締役の業務執行に係る情報については取締役会規則、文書管理規程、その他の社内規程に従い、適正に保存・管理する。
- ・重要な会社情報については、法令、証券取引所規則及び内部者取引管理規則に従い、適時かつ適切に開示する。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクのうち次に掲げるものを管理を要する重大なリスクと認識し、その把握と管理についての体制を整える。
 - i. 重要な取引先が倒産したとき、または倒産の恐れが生じたとき
 - ii. 会社の過失等に起因して取引先及びユーザーに多大な損害を与えたとき
 - iii. 火災、地震、風水害等により多大の損害を受けたとき
 - iv. 不慮の事件・事故により相当数の社員の生命または健康が危機にさらされたとき
 - v. その他経営または業績に多大な影響を与える事象が発生したとき
- ・リスクのモニタリングは月例報告会にて行う。
- ・リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、前記リスクが発生した場合は、リスク管理規程に従い、迅速に対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営方針及び経営戦略等に関わる重要な業務執行については月例報告会の審議を経て、取締役会に付議するとともに、定められた一定の業務執行については、月例報告会の審議を経て執行する。
- ・取締役会等の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等により、各職位の権限と責任を明確にする。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範及びコンプライアンス基本規程を定め、役員・社員が共有し、すべての業務運営の基準とする。
- ・コンプライアンス全体を統括する組織として社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システム・コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。また、法令遵守を目的として継続的に、研修会の実施、マニュアルの作成・配布等、啓蒙活動を行う。

-
- ・各部門・部署の責任者は、業務が社内規程に基づき適正に行われているかを常に監督し、法令違反行為の未然防止に努める。
 - ・内部監査部門は、業務監査により業務上の法令違反等の重大な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告する。
 - ・法令違反その他のコンプライアンスに関する社内の相談及び通報体制につき、既存の制度を一層拡充・充実させ、不正行為等の是正及び未然防止を図る。
- ⑥**当社の業務の適正を確保するための体制**
- ・当社は、経営理念、行動規範及びコンプライアンス基本規程を共有する。
- ⑦**監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
 - ・当該監査役補助者に対する指揮命令及び評価は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。
 - ・当該監査役補助者の任命、解任、異動、賃金の改定に関しては、監査役の同意を得たうえで取締役が決定するものとする。
- ⑧**取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役及び監査役会に報告する。
 - ・取締役は、取締役会、月例報告会等の重要な会議において、内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報の共有を行う。
 - ・取締役及び使用人は、監査役監査において、業務執行の状況等の報告を行う。
 - ・内部監査部門は、監査役との定例打合せ会を開くなど、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見の交換を行う。
- ⑨**監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・役職員が監査役に報告をする機会と体制の確保にあたり、報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。
- ⑩**監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・取締役は、監査役職務執行について生ずる費用を法令に従って前払いまたは償還する。
- ⑪**監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針・監査計画に従い適切に職務が行えるよう体制の整備に留意する。
 - ・経営トップは、監査役と定期的に懇談会を開催する等、監査役との情報や意見の交換に努める。
 - ・監査役は、会計監査人から会計監査内容についての説明を受けるとともに、情報や意見の交換を行い、連携を図る。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会のほか、原則毎月1回、月例報告会を開催し、経営方針の決定、財務報告、業績評価、予算実績の分析や評価について審議いたしました。
- ・コンプライアンスに関しては、事例に基づく検討や説明をする社内研修を定期的を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ・監査役は取締役会その他の重要会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との懇談会で情報交換をし、監査の実効性の向上に努めました。

(5) 資本政策の基本的な考え方

当社は、機動的な財務施策の実施を可能にする強固な財務基盤の構築こそが持続的な企業成長力の源泉となり、更なる企業体質の強化につながり、ひいては継続的かつ安定的な株主配当の維持等により株主価値の向上に資するものと考えております。また、資本政策全般に関する基本方針については、今後必要に応じて検討してまいります。

(6) 政策保有株式の保有方針及び議決権行使の基準

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、営業の推進、当該保有株式の市場価格等の状況を踏まえて、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に、他社の上場株式を保有することを基本方針としております。

政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から定期的に検証を行い、継続保有の合理性を検討し、保有する目的・経済合理性の観点から、継続保有する意義が十分でないとは判断される銘柄の売却を進め、縮減に努めてまいります。

当社は、毎年、取締役会において、保有する全銘柄について、保有目的、保有の必要性、経済合理性などを精査・検証することとしており、2019年12月の取締役会で精査・検証したところ、現在保有している12銘柄については保有を継続することといたしました。政策保有株式に係る議決権の行使は、以下の基準に沿って対応を行います。

- ① 議案が当社の企業価値向上に資するか否かを判断いたします。
- ② 議案が当社の保有目的に合致するか否かを判断いたします。
- ③ 反社会的行為や重大な法令違反が見られた取締役等の選任議案には反対いたします。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、財務状況、キャッシュフローなどを勘案のうえ、剰余金の処分により中間配当と期末配当の年2回配当することを基本方針としております。また、株主還元の当面の目標は、年間1株当たり10円の配当を安定的に行うこととしております。

上記の方針に変更はございませんが、当期の期末配当につきましては、2019年8月8日の「剰余金の配当（中間配当）の決定及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、業績が当初予想を上回る見込みであることから、安定配当分5円に10円増配し、あわせて1株につき15円とさせていただきます。

これにより、中間配当金（15円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	57,714,872	流動負債	9,776,639
現金及び預金	50,627,207	支払手形	2,573,296
受取手形	1,044,487	買掛金	2,267,211
売掛金	2,457,191	未払金	1,026,638
商品及び製品	1,956,313	未払費用	24,235
仕掛品	280,281	未払法人税等	1,006,847
原材料及び貯蔵品	774,343	前受金	57,376
点検修理用部品	176,517	預り金	608,975
その他の流動資産	399,740	前受収益	1,238,335
貸倒引当金	△1,209	賞与引当金	160,392
固定資産	19,870,386	役員賞与引当金	38,950
有形固定資産	9,489,508	製品保証引当金	171,153
建物	3,548,233	その他の流動負債	603,227
構築物	159,001	固定負債	2,116,339
機械装置	1,142,976	退職給付引当金	799,877
車輛運搬具	8,045	役員退職慰労引当金	1,307,211
工具器具備品	515,179	その他の固定負債	9,250
土地	4,097,660	負債合計	11,892,979
建設仮勘定	18,412	【純資産の部】	
無形固定資産	142,552	株主資本	65,686,504
ソフトウェア	133,825	資本金	9,907,039
電話加入権	8,726	資本剰余金	9,867,880
投資その他の資産	10,238,324	資本準備金	9,867,880
投資有価証券	2,006,830	利益剰余金	46,361,668
破産更生債権等	154,736	利益準備金	578,170
前払年金費用	1,333,362	その他利益剰余金	45,783,497
繰延税金資産	558,009	特別償却準備金	136,710
敷金・保証金	248,752	別途積立金	14,170,382
長期預金	6,000,000	繰越利益剰余金	31,476,404
その他の投資	91,366	自己株式	△450,084
貸倒引当金	△154,733	評価・換算差額等	5,775
資産合計	77,585,259	その他有価証券評価差額金	5,775
		純資産合計	65,692,279
		負債・純資産合計	77,585,259

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		40,149,997
売上原価		16,048,540
売上総利益		24,101,457
販売費及び一般管理費		18,134,737
営業利益		5,966,719
営業外収益		
受取利息及び配当金	65,352	
スクラップ売却益	38,052	
受取補償金	50,806	
投資有価証券評価益	160,950	
その他の営業外収益	50,774	365,935
営業外費用		
スクラップ処分費	317,823	
その他の営業外費用	48,617	366,441
経常利益		5,966,213
特別利益		
投資有価証券売却益	11,129	
固定資産売却益	89,025	100,154
特別損失		
固定資産売却損	967	
固定資産除却損	15,029	15,997
税引前当期純利益		6,050,370
法人税、住民税及び事業税	1,855,628	
法人税等調整額	123,211	1,978,840
当期純利益		4,071,530

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	224,469	14,170,382	29,368,094	44,341,116
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	△87,758	-	87,758	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△2,050,979	△2,050,979
当期純利益	-	-	-	-	-	-	4,071,530	4,071,530
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△87,758	-	2,108,310	2,020,551
当期末残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	136,710	14,170,382	31,476,404	46,361,668

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△210,075	63,905,960	△6,126	△6,126	63,899,834
当期変動額					
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	△2,050,979	-	-	△2,050,979
当期純利益	-	4,071,530	-	-	4,071,530
自己株式の取得	△240,008	△240,008	-	-	△240,008
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	11,902	11,902	11,902
当期変動額合計	△240,008	1,780,543	11,902	11,902	1,792,445
当期末残高	△450,084	65,686,504	5,775	5,775	65,692,279

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの…総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年、機械装置 7～17年、工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（7年）による定額法により、翌期から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示していません。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 15,211,352千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)**1 当事業年度末日における発行済株式の総数**

普通株式 51,717,215株

2 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 567,871株

3 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2019年2月14日 取締役会	利益剰余金	1,283,738	25.00	2018年12月31日	2019年3月29日
2019年8月8日 取締役会	利益剰余金	767,241	15.00	2019年6月30日	2019年9月4日

(注) 2019年2月14日開催の取締役会決議における1株当たり配当金には、創業60周年記念配当20円00銭が含まれております。

4 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2020年2月13日 取締役会	利益剰余金	767,240	15.00	2019年12月31日	2020年3月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

未払事業税	71,909千円
製品保証引当金	52,372千円
たな卸資産評価損	39,012千円
賞与引当金	49,080千円
投資有価証券評価損	22,369千円
役員退職慰労引当金	400,006千円
退職給付引当金	244,762千円
電話加入権評価損	21,815千円
減価償却超過額	33,677千円
貸倒引当金	46,574千円
その他	47,263千円
繰延税金資産合計	<u>1,028,843千円</u>

(2) 繰延税金負債

特別償却準備金	60,278千円
その他有価証券評価差額金	2,546千円
前払年金費用	408,008千円
繰延税金負債合計	<u>470,834千円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>558,009千円</u>

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・短期の定期預金・長期預金などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、余剰資金の範囲内で行うこととし、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	50,627,207	50,627,207	—
(2) 受取手形	1,044,487	1,044,487	—
(3) 売掛金	2,457,191	2,457,191	—
(4) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100,084	102,300	2,215
②その他有価証券	1,906,746	1,906,746	—
(5) 長期預金	6,000,000	5,917,061	△82,938
資産計	62,135,716	62,054,993	△80,723
(6) 支払手形	2,573,296	2,573,296	—
(7) 買掛金	2,267,211	2,267,211	—
(8) 未払金	1,026,638	1,026,638	—
(9) 未払法人税等	1,006,847	1,006,847	—
負債計	6,873,994	6,873,994	—

注1.金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(6) 支払手形、(7) 買掛金、(8) 未払金、
(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品の時価について、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、複合金融商品全体を取引金融機関から提示された価格によっております。

- (5) 長期預金

これらの時価は、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された価格によっております。

注2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	50,627,207	—	—	
受取手形	1,044,487	—	—	
売掛金	2,457,191	—	—	
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	100,000	—	—
その他投資有価証券の内 満期があるもの				
他社株転換債	—	1,500,000	—	—
長期預金	—	—	—	6,000,000
合計	54,128,886	1,600,000	—	6,000,000

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	1,284円32銭
2	1株当たり当期純利益	79円56銭

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月10日

大和冷機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森村圭志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川添健史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和冷機工業株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月12日

大和冷機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大津加 一 治 ㊟

社外監査役 日 下 敏 彦 ㊟

社外監査役 楠 裕 美 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪府中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場



交通



地下鉄 本町駅3番出口より徒歩約5分

地下鉄 堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

- 駐車場の設備はございませんので、あしからずご了承ください。

(新型コロナウイルスに関するお知らせ)

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点で流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。